

定 款

平成22年1月6日

大阪証券金融株式会社

定 款

(昭和8年9月18日 創立総会)

〔この間の改正摘要は省略〕

平成15年6月26日 一部改正

平成16年6月25日 一部改正

平成17年6月28日 一部改正

平成18年2月1日 一部改正

平成18年6月27日 一部改正

平成20年6月25日 一部改正

平成21年3月30日 一部改正

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、大阪証券金融株式会社と称し、英文では Osaka Securities Finance Company, Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 信用取引等の決済に必要な金銭または有価証券を、大阪証券取引所が開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける業務
- (2) 金融商品取引業者またはその顧客に対し金銭を貸し付ける業務（第1号に掲げる業務を除く）
- (3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務（第1号および第2号に掲げる業務を除く）
- (4) 有価証券の貸借（第1号に掲げる業務を除く）または有価証券の貸借の媒介もしくは代理業務
- (5) 有価証券の受渡に関する代理業務
- (6) 有価証券の管理および保管に関する業務
- (7) 有価証券または各種債権の取得または譲渡
- (8) 国債の元利金支払の代理業務
- (9) その他前各号に附帯または関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行される産業経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,950万株とし、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、9,450万株および1,500万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の

株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第2章の2 優先株式

(優先配当金)

第12条の2 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年14円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を本定款において「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、優先株式1株につき0円03銭とする。)を行う。ただし、当該事業年度において第12条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- 2 ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

第12条の3 当社は、第41条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき7円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を本定款において「優先中間配当金」という。)を行う。

(残余財産の分配)

第12条の4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき200円を支払う。

- 2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第12条の5 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(優先株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第12条の6 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。

2 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

(取得条項)

第12条の7 当社は、平成26年4月1日以降の日で、優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「取得日」という。)に、優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社はこれと引換えに、優先株式1株につき、200円に経過配当金相当額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日の前日までの日数(初日および取得日の前日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。)を加算した額を金銭にて支払う。

2 一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(除斥期間)

第12条の8 第42条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集する。

2 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたり、社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第3章の2 種類株主総会

(種類株主総会への準用)

第18条の2 第15条、第16条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。

2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

(種類株主総会の決議方法)

第18条の3 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、13名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。ただし、金融商品取引業者の役員または従業員である者は、代表取締役となることができない。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から会長、社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の補欠の選任)

第24条 取締役に欠員を生じて、法定の員数を欠かない場合には、補欠選任を行わないことができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集者および議長)

第26条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に差支えあるときは、代表取締役の1人がこれに代わり、代表取締役全員に差支えあるときは、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(社外取締役の責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令

が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第30条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 法令に定める監査役の員数を欠くこととなるときに備えて選任された補欠の監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の補欠の選任)

第35条 監査役に欠員を生じてても、法定の員数を欠かない場合には、補欠選任を行わないことができる。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会の招集)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。